

相模原市新斎場整備基本計画策定に係る有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 相模原市新斎場整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、有識者等からの専門的な意見を聴取するため、相模原市新斎場整備基本計画策定に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新斎場整備に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間活力導入に関して専門的な知識を有する者
- (3) 火葬場業務経験者
- (4) 市民代表（津久井地区自治会連合会長）
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 有識者会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長を務める。ただし、初回については市長が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ない事情があると会長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議の出席又は資料の提供を依頼することができる。

(謝礼)

第6条 市長は、前条の規定により会議に出席した者に対し、謝礼を支払う。

2 前項の謝礼の額は、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の13の項に掲げる附属機関の委員、臨時委員及び専門委員の報酬額に準じるものとする。

(会議の公開)

第7条 会議の傍聴及び会議録の公開等については、相模原市審議会等公開基準に定めるところによるものとする。

(秘密保持義務)

第8条 構成員及び第5条第3項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、新斎場整備課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、基本計画を策定した日限り、その効力を失う。ただし、特別な事業がある場合は、この限りではない。